

株 主 各 位

東京都台東区下谷2丁目20番5号
日本化学産業株式会社
代表取締役社長 柳 澤 英 二

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時40分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
ホテルラングウッド2階「鳳凰」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第93期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第93期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第2号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第3号議案 | 第五回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 本招集ご通知添付書類の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）におけるわが国経済は、年度を通じて世界経済の回復、円安、株高傾向継続により輸出が堅調に推移し、鉱工業生産も増加傾向とはなりましたが、第4四半期に入り米国政権による通商政策面での保護主義色の強まりもあり、円高・ドル安への進行、北朝鮮情勢や中東情勢を巡る不安定感に加え、国内においても人手不足の深刻化や賃金上昇率の鈍化に伴う個人消費の低迷などから、景気の先行きについての不透明感が増すなかで推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、薬品・建材事業ともに新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、新規ユーザーの開拓に加え、生産拠点や生産工程の最適化等、価格競争力を増すための低コスト体質強化に取り組んでまいりました。また、海外（タイ）子会社においては平成28年12月に事業を停止したネクサス・エレケミック社の清算に向けての法的な対応、サイアム・エヌケーエス社における車載用関連製品等の安定生産、増産体制の確立に加え、めっき製品の新規ユーザー開拓に努めるとともに、国内においては福島第一工場における二次電池用正極材受託加工の安定供給および月産600トンへの増産体制構築等の具体的課題への対応にも尽力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比2,306百万円 11.6%増の22,150百万円、営業利益が前期比122百万円 4.8%増の2,678百万円、経常利益が前期比103百万円 3.8%増の2,815百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比144百万円 7.9%増の1,963百万円となりました。

なお、ネクサス・エレケミック社は、清算に向けての法的な手続きを進めておりますが、清算による連結業績への影響は軽微なものと考えております。

事業別の状況は以下のとおりです。

薬品事業は、国内においては、納入先の複数購買化、生産拠点の海外シフト等の厳しい事業環境が継続するなか、受託加工品を除く従来製品は第3四半期には若干持ち直す兆しを見せたものの、第4四半期に入り、電子部品関連を中心に伸び悩みが見られました。しかしながら、主要原料である非鉄金属の市場価格の上昇に伴う売価アップおよび二次電池用正極材受託加工も10月以降、増産体制が徐々に立ち上がったことから、売上高は前期比2,209百万円 13.3%増の18,762百万円となりました。そのうちの海外売上高は、前期比109百万円 3.6%増の3,167百万円（連結売上高の14.3%）になりました。利益面では、国内においては二

次電池用正極材受託加工の第3四半期以降の数量が増加したことを主因に増益となりましたが、一方で海外子会社のサイアム・エヌケーエス社において、原料価格の上昇やネクサス・エレケミック社からの固定資産、人員の一部受け入れ等による利益の減少があり、営業利益は前期比163百万円 7.7%増の2,294百万円となりました。

建材事業は、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響等により、新設住宅着工戸数が本格的な回復までには至らず、住宅建材関係において目標としていた新製品の一部の実績化は達成したものの、全体としては主力製品である防火通気見切り縁が伸び悩み、売上高は前期比96百万円 2.9%増の3,388百万円にとどまり、営業利益は前期比41百万円 4.4%増の973百万円となりました。

その結果、当社グループ全体としての営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前述のとおり何れも増加しました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、平成29年8月25日付で住友金属鉱山株式会社を引受先とした第三者割当による自己株式の処分を実施し、総額で499百万円の資金調達を行いました。また、平成29年11月24日付で、株式報酬制度導入のため設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）に対して総額79百万円の第三者割当による自己株式の処分を行いました。なお、海外子会社サイアム・エヌケーエス社が当連結会計年度において行った増資については、親会社日本化学産業株式会社が総数引受する、グループ内ファイナンスを実施いたしました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資総額は1,751百万円で、その主なものは薬品事業の生産設備増強です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としては以下のように考えております。

当社グループは、欧米の政治経済動向、ならびに中国および新興国経済の成長率鈍化等を巡る不透明感、為替の先行き、産業の日本からの海外シフトの継続、および各産業におけるグローバルな競争激化、また、国内外の諸情勢を踏まえた財政金融政策の動向や影響等、事業環境の厳しさ、不安定感、および収益の下押しリスクは依然として高いことを十分に認識し、そのなかにあっても収益を確保できる体制の構築を進めます。

薬品事業におきましては、新たな安価原料・リサイクル原料ソースの拡充をはじめ、生産体制・生産効率の見直し等による大幅なコスト引き下げの実現を通じて収益基盤の基礎固めを確立し、車載用関連製品、環境対応型表面処理用薬品やプリント基板用薬品等、当社独自技術に基づいた市場および顧客の様々なニーズに応える新製品の開発や新規事業の開拓を、緊密な連携に基づくグローバルな開発・生産・販売体制のもとでスピーディーに展開いたします。さらに、二次電池用正極材受託加工を高位かつ安定的に進めること等を通じて、一層強固な事業体質の確立と収益の確保および拡大に努めてまいります。

建材事業におきましては、建設市場とりわけ戸建住宅市場における需要動向、また、消費税増税の動向ないし影響等を踏まえつつ、当社の特長を発揮した、ニーズへ機敏に応える多様な新製品群の実現および新たな得意先の開拓等を通して、一定の収益水準を維持、拡大できる体制づくりに引き続き努めてまいります。

グローバル化が一段と進展し競争が激化するなか、当社グループ全体として事業環境等の変動リスクに迅速かつ的確に対応できる一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品および建材両事業の販売および生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへ主体的かつ積極的に取り組むことによって「新たな価値」を創出し、これを市場および顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を確実なものとしたたく考えております。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 90 期 26. 4～27. 3	第 91 期 27. 4～28. 3	第 92 期 28. 4～29. 3	第 93 期 (当連結会計年度) 29. 4～30. 3
売 上 高	19,671百万円	18,521百万円	19,844百万円	22,150百万円
経 常 利 益	1,956	1,806	2,712	2,815
親会社株主に帰属 する当期純利益	977	1,685	1,819	1,963
1株当たり当期純利益	49円03銭	84円84銭	92円08銭	98円52銭
総 資 産	34,269百万円	34,283百万円	37,567百万円	41,197百万円
純 資 産	28,771	29,035	31,229	34,300
1株当たり純資産	1,440円91銭	1,469円64銭	1,580円65銭	1,711円43銭

- (注) 1. 第90期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。
2. 第90期の「株式会社三井住友銀行(にかっさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(12,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
3. 第91期より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を適用しております。
4. 第93期の「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式(42,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 90 期 26.4～27.3	第 91 期 27.4～28.3	第 92 期 28.4～29.3	第 93 期 (当事業年度) 29.4～30.3
売 上 高	18,632百万円	17,580百万円	18,676百万円	20,959百万円
経 常 利 益	2,059	1,840	2,642	2,793
当 期 純 利 益	1,508	1,705	1,830	1,946
1株当たり当期純利益	75円65銭	85円83銭	92円65銭	97円69銭
総 資 産	32,887百万円	33,255百万円	36,680百万円	40,104百万円
純 資 産	27,776	28,414	30,641	33,525
1株当たり純資産	1,391円10銭	1,438円16銭	1,550円89銭	1,672円77銭

- (注) 1. 第90期より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)を適用しております。
2. 第90期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。
3. 第90期の「株式会社三井住友銀行(にかっさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(12,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。
4. 第93期の「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式(42,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況(平成30年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ネクサス・エレケミックCO.,LTD. (タイ国)	52,000千タイバーツ	100%	電子・精密部品等のめっき加工
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. (タイ国)	330,000千タイバーツ	100%	工業薬品の製造・販売

- (注) ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は平成28年12月に操業を停止し、清算に向けて法的な手続きを開始しております。

(7) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹼、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液
建材事業	防火通気見切縁、耐震補強材、内装用間仕切壁、郵便ポスト、手摺・笠木等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

(8) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都台東区
	大 阪 支 店	大阪市中央区
	名 古 屋 支 店	名古屋市中区
	埼 玉 工 場	埼玉県草加市
	青 柳 工 場	埼玉県草加市
	福 島 第 一 工 場	福島県双葉郡広野町
	福 島 第 二 工 場	福島県双葉郡檜葉町
	大 利 根 工 場	埼玉県加須市
	総 合 研 究 所	埼玉県草加市
	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベトナム国ハノイ市
子 会 社	ネクサス・エレケミックCO.,LTD.	タイ国アユタヤ県
	サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.	タイ国アユタヤ県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減
406名	1名増

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

② 当社の従業員数（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
346名	8名増	42歳2ヵ月	16年6ヵ月

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	110
株 式 会 社 り そ な 銀 行	72

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,680,000株（自己株式596,253株を含む）
- (3) 株主数 3,597名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日 化 産 取 引 先 グ ル ー プ 持 株 会	2,044	10.18
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	1,000	4.98
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	970	4.83
に っ か さ ん 従 業 員 持 株 会	763	3.80
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	587	2.92
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ 株 式 会 社	490	2.44
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	457	2.28
株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行	404	2.01
株 式 会 社 り そ な 銀 行	400	1.99
住 友 不 動 産 株 式 会 社	361	1.80

- (注) 1. 当社は自己株式596,253株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主に含めておりません。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. [役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が所有する当社株式42,000株は、当該自己株式に含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
柳 澤 英 二	代表取締役社長	ネクサス・エレケミックCO., LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエスCO., LTD. 代表取締役会長
久 能 忠 生	常務取締役（総務部門担当）	
小 林 憲 男	取締役（薬品生産本部長）	
桜 井 俊 二	取締役（建材本部長）	
丁 子 幹 雄	取締役（薬品営業本部長 兼 海外本部担当）	
鹿 島 肇	取締役（総合研究所長）	
野 瀬 賢 造	取締役（社長室長）	
井 上 幸 夫	取締役	(有)オフィスアーク 代表取締役
吉 成 昌 之	取締役	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 第一勧業信用組合員外監事（非常勤）
吉 田 豊	常勤監査役	
花 木 正 義	監査役	花木正義税理士事務所 税理士 (株)アルファシステムズ 社外監査役 越後交通(株) 社外監査役
白 田 正 博	監査役	
富 山 正 次	監査役	

- (注) 1. 取締役井上幸夫、取締役吉成昌之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉田 豊、監査役花木正義、監査役富山正次の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉田 豊氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計および証券関連業務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役花木正義氏は、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から、税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役富山正次氏は、公認会計士として培われた経験により、高度な財務および会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役井上幸夫氏および取締役吉成昌之氏ならびに監査役花木正義氏および監査役富山正次氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は取締役井上幸夫氏および取締役吉成昌之氏ならびに各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
就任
平成29年6月28日開催の第92回定時株主総会において、柳澤英二、久能忠生、小林憲男、桜井俊二、丁子幹雄、鹿島 肇、野瀬賢造、井上幸夫、吉成昌之の各氏が取締役にも再選され重任いたしました。
9. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
取締役 吉成昌之 (株)アサツーディ・ケイ社外取締役退任
(平成30年3月29日)
監査役 富山正次 (株)スクウェア・エニックス・ホールディングス社外監査役退任
(平成29年6月23日)
10. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経営業務の執行を行う体制を強化することを目的に、執行役員制度を導入しております。
平成30年3月31日現在の執行役員の体制は以下のとおりであります。

氏 名	地位および担当
柳 澤 英 二	代表取締役社長 (経営全般)
久 能 忠 生	常務執行役員 (総務部門担当)
小 林 憲 男	執行役員 (薬品生産本部長)
桜 井 俊 二	執行役員 (建材本部長)
丁 子 幹 雄	執行役員 (薬品営業本部長 兼 海外本部担当)
鹿 島 肇	執行役員 (総合研究所長)
野 瀬 賢 造	執行役員 (社長室長)
百 瀬 譲	執行役員 (総務部長)
山 田 修	執行役員 (海外本部長 兼 薬品営業本部副本部長)
小 野 村 勲	執行役員 (薬品生産本部 福島第一工場長 兼 福島第二工場長)
菅 原 譲	執行役員 (建材本部 建材営業部長)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支給額
取締役 (内社外取締役)	名 9 (2)	千円 101,669 (15,244)
監査役 (内社外監査役)	4 (3)	27,405 (23,129)
合 計 (内社外役員)	13 (5)	129,074 (38,373)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第81回定時株主総会において年額120万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額280万円以内と決議いただいております。
 4. 上表の支給額には、第93回定時株主総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の役員賞与支給予定額（取締役分30,572千円、監査役分4,428千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	井上幸夫	(有)オフィスアーク 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
	吉成昌之	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 第一勧業信用組合員外監事 (非常勤)	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	吉田豊	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	花木正義	花木正義税理士事務所 税理士 ㈱アルファシステムズ 社外監査役 越後交通㈱ 社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	富山正次	該当事項はありません。	該当事項はありません。

② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	井 上 幸 夫	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会17回、臨時取締役会0回)17回のうち16回出席し、会社経営の豊富な経験や見識に基づき、社外の視点からの適切な発言・助言を行っております。
社外取締役	吉 成 昌 之	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会17回、臨時取締役会0回)17回のうち15回出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外の視点からの適切な発言・助言を行っております。
社外監査役	吉 田 豊	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会17回、臨時取締役会0回)17回のうち17回出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回のうち12回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。
社外監査役	花 木 正 義	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会17回、臨時取締役会0回)17回のうち17回出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回のうち11回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に国税局勤務の豊富な経験や見識に基づき適切な発言を行っております。
社外監査役	富 山 正 次	当事業年度に開催された取締役会(定時取締役会17回、臨時取締役会0回)17回のうち16回出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回のうち12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適切な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 20,000千円
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,000千円

- ③ 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士、または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が行っております。

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき、前事業年度の監査実績および監査報酬等を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・報酬額の見積りの適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況

(1) 基本方針について

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、その基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成21年4月27日、平成27年4月28日、平成29年4月27日に一部改訂しており、下記は最新の決議の内容となります。

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守（コンプライアンス）は経営の最重要課題として位置づけ、あらゆる機会を通じて役員・従業員全員に法令等遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、全社における法令、定款および社内規程の遵守状況等の確認および問題点の指摘並びに改善を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程を策定し、文書の保管場所、保管方法、保管期限、廃棄・処分方法を定める。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業所にリスク管理に関する責任者を任命するとともに、全社のリスク管理に関する機能を総務部へ持たせ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。

内部監査部門による内部監査の際、リスク管理体制の有効性についてチェックし、報告させる。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針その他経営に関する重要事項を決定し、かつ業務の執行状況を監視するが、個別経営課題については経営会議において、実務的観点から議論を行い、その審議を経て取締役会に諮る。

取締役会での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき、代表取締役社長、各執行役員、各部門長等が行う。

5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部統制に関する現行の諸規程等（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程他）を、リスク管理手法を用いて統制目標、リスクに関する有効性を検証するとともに、その欠陥が発見された場合は規程を是正する。

内部監査部門、コンプライアンス・リスク管理担当の総務部、監査役は平素より連携して、使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合するか調査し、適切に対応する。

「公益通報者保護法」に基づき内部通報処理規程を策定し、従業員からの通報や相談が出来るシステムを構築する。

6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結対象子会社より事業状況等の報告を受ける。

連結対象子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図る。

連結対象子会社は業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款および社内規程の遵守状況等を確認し、コンプライアンス委員会に報告する。

内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査する。

- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

監査役は、職務遂行上、補助を必要とした場合は、社長室長に社長室員の派遣を要請できるものとする。

- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号における社長室員は、派遣された期間は、監査役の指揮命令に従うものとする。

- 9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
常勤監査役は取締役会、経営会議に、他の各監査役は取締役会に出席し、経営の状況、事業の遂行状況等の報告を受ける。

上記以外で、当社グループにおいて経営に重大な影響を与えると予想される事実、あるいは取締役の職務遂行に関して、法令・定款に違反する重大な事実が発生した場合、代表取締役社長は遅滞なく常勤監査役に報告することとする。

前記5)で述べた内部通報処理規程の通報窓口の一つとして監査役を充て、法令違反等の情報を迅速に収集出来る体制を構築する。当該通報者は「公益通報者保護法」に基づき保護される。

- 10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行うこととする。

監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、請求のあった都度処理する。

- 11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

(2) 運用状況について

上記基本方針に基づき、内部統制システムを構築しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりとなっております。

- 1) コンプライアンス関係

基本方針1)の体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプ

ライアンス・マニュアル」を作成し、全役員・従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、遵守状況の確認および問題点の改善を行っております。当連結会計年度においては、「コンプライアンス・マニュアル」を一部改定し、これに基づくコンプライアンス教育を実施いたしました。

更に、「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令および定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。

2) 情報管理関係

基本方針2)の体制整備を目的とし、「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」「印章管理規程」を策定し、取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存、管理を含め、実施しております。

3) リスク管理関係

基本方針3)の体制整備を目的とし、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等のリスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大規模洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」(BCP)を策定し、実行に移しております。

4) 財務報告の信頼性の確保関係

基本方針5)および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性の確保の体制整備を目的とし、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性および効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに、当該部門では是正作業を実施し、内部統制の改善に努めております。

5) 当社の企業集団における内部統制システム関係

基本方針6)の体制整備を目的とし、当社と連結対象子会社との業務の適正性を確保するため「関係会社管理規程」を策定するとともに、連結対象子会社においても、業務分掌規程、職務権限規程、経理規程等の諸規程を整備する等の内部統制システム構築の作業を引き続き行っております。当連結会計年度においては、連結対象子会社のうちサイアム・エヌケーエス社に関する財務報告に係る内部統制について評価を行い、有効性を確認いたしました。

6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するた

めの取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして平成27年6月26日開催の定時株主総会において、「第四回信託型ライツ・プラン」（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を導入することを決議し、同年6月29日付で本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の、平成27年5月14日付「第四回信託型ライツ・プラン（買収防衛策）設定のための新株予約権の発行について」をご覧ください。

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

したがって、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、中期経営計画の策定を通じ高付加価値製品の開発と販拡及び安価原料・リサイクル原料の活用拡大や、設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし厳しい事業環境下でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築しております。

当社は、この計画を達成することにより、強靱な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレートガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレートガバナンスの充実については、少数の取締役（平成30年3月31日現在で9名）全員が原則として月1回開催する取締役会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるきめ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くしたうえで適切かつ迅速な意思決定を行うとともに、執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために最大限努力しております。

当社は、業務執行の迅速化、効率化を図るため、執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に沿って、業務執行を行っております。また、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設け、実務的観点から議論を行い、社長が意思決定することとしております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業企業行動規範」および「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月一回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないかチェックするとともに、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、そのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様はその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレートガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、①設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、②合理的な客観的解除要件が設定されていること、③新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること（デッドハンド性の否定）、④有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを当社取締役会で決議することとしていること、⑤独立社外者のみからなる特別委員会が設置されていること、⑥発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、⑦有効期間を限定（3年間）していること（サンセット条項）、⑧当社取締役の任期を1年としており、また、当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。

当期の業績につきましては、2～3頁の事業の経過およびその成果で申し述べましたように、主力の薬品事業においては、二次電池用正極材の受託加工の増産体制が徐々に立ち上がったことを主因に、また、建材事業においても、新製品の一部分が実績化されたことにより両事業とも増収・増益となりました。従いまして、当期の配当につきましては、これらの業績に前述の基本方針等も勘案の上、株主の皆様にお報いいたしたく、取締役会決議により中間1株につき12円、総額240,501,504円（支払開始日：平成29年12月5日）、期末配当は1株につき13円、総額261,088,711円（支払開始日：平成30年6月11日）とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発および海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

注 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益・純資産および比率は四捨五入により表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	41,197,518	(負債の部)	6,897,375
流 動 資 産	23,745,168	流 動 負 債	5,204,407
現金及び預金	12,136,609	支払手形及び買掛金	2,985,755
受取手形及び売掛金	7,656,102	短期借入金	441,000
商品及び製品	1,119,102	未払法人税等	480,414
仕掛品	1,200,595	賞与引当金	400,000
原材料及び貯蔵品	1,384,777	役員賞与引当金	35,000
未収消費税等	21,978	その他	862,236
繰延税金資産	165,590	固 定 負 債	1,692,967
その他	62,602	長期未払金	40,116
貸倒引当金	△2,190	繰延税金負債	1,181,029
固 定 資 産	17,452,349	環境対策引当金	9,532
有形固定資産	6,944,106	退職給付に係る負債	300,138
建物及び構築物	1,918,693	役員株式給付引当金	24,571
機械装置及び運搬具	2,458,173	資産除去債務	124,762
工具、器具及び備品	186,226	その他	12,817
土地	2,331,597	(純資産の部)	34,300,143
建設仮勘定	49,414	株 主 資 本	31,580,170
無形固定資産	66,210	資本金	1,034,000
電話加入権	7,848	資本剰余金	1,029,965
ソフトウェア	42,983	利益剰余金	29,894,469
その他	15,377	自己株式	△378,264
投資その他の資産	10,442,033	その他の包括利益累計額	2,719,972
投資有価証券	7,005,029	その他有価証券評価差額金	2,406,694
生命保険積立金	510,429	為替換算調整勘定	353,414
保険積立金	227,838	退職給付に係る調整累計額	△40,136
長期預金	2,400,000		
退職給付に係る資産	86,788		
繰延税金資産	2,942		
その他	210,576		
貸倒引当金	△1,570		
資 産 合 計	41,197,518	負 債 純 資 産 合 計	41,197,518

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	22,150,939
売 上 原 価	16,771,242
売 上 総 利 益	5,379,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,701,270
営 業 利 益	2,678,427
営 業 外 収 益	217,823
受 取 利 息	12,382
受 取 配 当 金	84,870
そ の 他	120,570
営 業 外 費 用	80,262
支 払 利 息	8,714
そ の 他	71,548
経 常 利 益	2,815,988
特 別 利 益	12,573
固 定 資 産 売 却 益	12,573
特 別 損 失	29,125
固 定 資 産 除 却 損	29,125
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,799,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	840,500
法 人 税 等 調 整 額	△4,272
当 期 純 利 益	1,963,208
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,963,208

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	613,767	28,389,090	△461,659	29,575,198
当期変動額					
剰余金の配当			△457,829		△457,829
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,963,208		1,963,208
自己株式の取得				△80,206	△80,206
自己株式の処分		416,198		163,601	579,799
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	416,198	1,505,378	83,394	2,004,972
当期末残高	1,034,000	1,029,965	29,894,469	△378,264	31,580,170

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	1,511,124	234,725	△91,960	1,653,889	31,229,088
当期変動額					
剰余金の配当					△457,829
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,963,208
自己株式の取得					△80,206
自己株式の処分					579,799
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	895,569	118,689	51,824	1,066,082	1,066,082
当期変動額合計	895,569	118,689	51,824	1,066,082	3,071,054
当期末残高	2,406,694	353,414	△40,136	2,719,972	34,300,143

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 ネクサス・エレケミックCO., LTD.
サイアム・エヌケーエスCO., LTD.
- (2) 非連結子会社の名称
株式会社川口ニッカ
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数
—
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称
株式会社川口ニッカ
持分法を適用しない理由
当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社2社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券		償却原価法（定額法）
その他有価証券	時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産 主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定率法、在外連結子会社は定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ 環境対策引当金
当社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、提出会社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金
株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社の資産および負債並びに収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は非支配株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

II 追加情報

（役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は、平成29年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、当連結会計年度より、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

本信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は79,800千円、株式数は42,000株であります。

III 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,059,536千円
2. 担保に供している資産	
土地	121,546千円
建物及び構築物	254,936千円
機械装置	566,533千円
計	943,015千円
上記に対応する債務	
短期借入金	242,000千円

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	194,973千円
支払手形	97,623千円

IV 連結損益計算書に関する注記

売上原価には、商品958千円、製品2,706千円、仕掛品△2,886千円、原材料△3,389千円、合計△2,611千円の棚卸資産評価損（△は戻入益）が含まれております。

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,680,000	-	-	20,680,000
自己株式				
普通株式	922,910	42,243	326,900	638,253

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式42,000株が含まれております。
2. 自己株式の増加の内訳は、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式42,000株、および単元未満株式の買取りによる増加243株であります。
3. 自己株式の減少の内訳は、住友金属鉱山株式会社を処分先とする第三者割当による減少284,900株、および[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))を処分先とする第三者割当による減少42,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	217,327	11.00	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年11月8日 取締役会	普通株式	240,501	12.00	平成29年9月30日	平成29年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が、翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	261,088	13.00	平成30年3月31日	平成30年6月11日

- (注) 配当金の総額には、この配当金の基準日である平成30年3月31日現在で[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式42,000株に対する配当金546千円が含まれております。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては安全性の高い預金・金融資産に限定し、資金調達には銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの社内管理規定に従い取引先ごとの回収・残高管理を行うとともに、適宜、取引先の信用調査を行い、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これに係る市場価格の変動リスクについては、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜、発行体の財務状況を把握しております。

長期預金は期日前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

流動性リスクについては、当社グループでは月次に資金計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	12,136,609	12,136,609	-
(2) 受取手形及び売掛金	7,656,102	7,656,102	-
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	813,112	829,280	16,167
② その他有価証券	6,146,277	6,146,277	-
(4) 長期預金	2,400,000	2,311,980	△88,019
(5) 支払手形及び買掛金	(2,985,755)	(2,985,755)	-
(6) 短期借入金	(441,000)	(441,000)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

長期預金の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(37,638千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,711円43銭

1株当たり当期純利益

98円52銭

(注) 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式(42,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	40,104,559	(負債の部)	6,579,377
流動資産	22,627,721	流動負債	5,062,306
現金及び預金	11,681,684	支払手形	727,972
受取手形	2,051,782	買掛金	2,141,122
売掛金	5,239,369	短期借入金	441,000
商品及び製品	1,014,620	未払金	436,010
仕掛品	1,157,711	未払費用	331,332
材料及び貯蔵品	1,270,259	未払法人税等	480,414
未収消費税等	21,978	賞与引当金	400,000
繰延税金資産	165,560	役員賞与引当金	35,000
その他	26,944	設備関係支払手形	34,780
貸倒引当金	△2,190	その他	34,671
固定資産	17,476,838	固定負債	1,517,071
有形固定資産	5,961,544	長期未払金	40,116
建物	1,531,016	繰延税金負債	1,037,888
構築物	199,253	退職給付引当金	267,836
機械及び装置	1,907,063	役員株式給付引当金	24,571
車両運搬具	27,201	環境対策引当金	9,532
工具、器具及び備品	139,628	資産除去債務	124,762
土地	2,110,757	その他	12,364
建設仮勘定	46,623	(純資産の部)	33,525,182
無形固定資産	64,170	株主資本	31,118,488
電話加入権	7,848	資本金	1,034,000
ソフトウェア	40,943	資本剰余金	1,029,965
その他	15,377	資本準備金	337,867
投資その他の資産	11,451,122	その他資本剰余金	692,097
投資有価証券	6,997,029	利益剰余金	29,432,787
関係会社株式	990,254	利益準備金	258,500
長期前払費用	202,609	その他利益剰余金	29,174,287
前払年金費用	118,350	研究開発積立金	125,000
生命保険積立金	510,429	配当準備積立金	55,000
保険積立金	227,838	固定資産圧縮積立金	788,846
長期預金	2,400,000	別途積立金	25,650,500
その他	6,182	繰越利益剰余金	2,554,940
貸倒引当金	△1,570	自己株式	△378,264
		評価・換算差額等	2,406,694
		その他有価証券評価差額金	2,406,694
資産合計	40,104,559	負債純資産合計	40,104,559

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	20,959,684
売 上 原 価	15,827,364
売 上 総 利 益	5,132,320
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,498,375
営 業 利 益	2,633,944
営 業 外 収 益	219,076
受 取 利 息	9,060
受 取 配 当 金	84,870
そ の 他	125,146
営 業 外 費 用	59,393
支 払 利 息	8,635
そ の 他	50,757
経 常 利 益	2,793,627
特 別 利 益	51
固 定 資 産 売 却 益	51
特 別 損 失	29,125
固 定 資 産 除 却 損	29,125
税 引 前 当 期 純 利 益	2,764,554
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	840,500
法 人 税 等 調 整 額	△22,666
当 期 純 利 益	1,946,720

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					研究開発 積立金	配当準備 積立金	
当期首残高	1,034,000	337,867	275,899	613,767	258,500	125,000	55,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			416,198	416,198			
固定資産圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	416,198	416,198	-	-	-
当期末残高	1,034,000	337,867	692,097	1,029,965	258,500	125,000	55,000

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式		
	利 益 剰 余 金				利益剰余金合計			
	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰越利益剰余金				
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	793,285	24,250,500	2,461,611	27,943,896	△461,659			
当期変動額								
剰余金の配当			△457,829	△457,829				
当期純利益			1,946,720	1,946,720				
自己株式の取得					△80,206			
自己株式の処分					163,601			
固定資産圧縮積立金の取崩	△4,438		4,438	-				
別途積立金の積立		1,400,000	△1,400,000	-				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	△4,438	1,400,000	93,329	1,488,890	83,394			
当期末残高	788,846	25,650,500	2,554,940	29,432,787	△378,264			

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29,130,004	1,511,124	1,511,124	30,641,129
当期変動額				
剰余金の配当	△457,829			△457,829
当期純利益	1,946,720			1,946,720
自己株式の取得	△80,206			△80,206
自己株式の処分	579,799			579,799
固定資産圧縮積立金の取崩	-			-
別途積立金の積立	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		895,569	895,569	895,569
当期変動額合計	1,988,484	895,569	895,569	2,884,053
当期末残高	31,118,488	2,406,694	2,406,694	33,525,182

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

(6) 役員株式給付引当金
株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

II 追加情報

（役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は、平成29年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、当事業年度より、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度導入のために設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

本信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

1. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する本信託が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという、業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は79,800千円、株式数は42,000株であります。

III 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,209千円
短期金銭債務	1,530千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,630,501千円

3. 担保に供している資産

土地	121,546千円
建物	155,627千円
構築物	99,309千円
機械及び装置	566,533千円
計	943,015千円

上記に対応する債務

短期借入金	242,000千円
-------	-----------

4. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高に含まれております。

受取手形	194,973千円
支払手形	97,623千円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

3,876千円

売上原価

79,542千円

営業取引以外の取引（収入分）

5,624千円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	922,910	42,243	326,900	638,253

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が所有する当社株式42,000株が含まれております。
2. 自己株式の増加の内訳は、[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が所有する当社株式42,000株、および単元未満株式の買取りによる増加243株であります。
3. 自己株式の減少の内訳は、住友金属鉱山株式会社を処分先とする第三者割当による減少284,900株、および[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））を処分先とする第三者割当による減少42,000株であります。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金

122,480千円

未払事業税

24,975千円

長期未払金

12,283千円

退職給付引当金

82,011千円

投資有価証券評価損

49,443千円

減損損失

84,747千円

減価償却費

85,163千円

貸倒引当金

670千円

資産除去債務

38,202千円

関係会社株式評価損

42,277千円

その他

34,328千円

繰延税金資産合計

576,583千円

繰延税金負債

前払年金費用

△36,238千円

固定資産圧縮積立金

△348,147千円

その他有価証券評価差額金

△1,062,164千円

その他

△2,360千円

繰延税金負債合計

△1,448,911千円

繰延税金資産の純額

△872,327千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産

165,560千円

固定負債—繰延税金負債

△1,037,888千円

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,672円77銭

1株当たり当期純利益 97円69銭

(注) 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式(42,000株)は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数および期中平均株式数から除いております。

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 浩 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 竹 村 純 也 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月22日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 浩 ⑩

業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 竹 村 純 也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

日本化学産業株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田	豊	Ⓐ
監査役	花木	正義	Ⓐ
監査役	臼田	正博	Ⓐ
監査役	富山	正次	Ⓐ

(注) 常勤監査役吉田 豊、監査役花木正義及び富山正次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やなぎ さわ えい じ 柳 澤 英 二 (昭和24年11月5日生)	昭和48年4月 新日本製鐵㈱入社 昭和58年7月 新日本製鐵㈱標準建築事業部掛長 昭和62年4月 当社入社 昭和63年4月 当社建材本部長 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成8年4月 当社建材本部長兼社長室長 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ネクサス・エレケミックCO., LTD. 代表取締役会長 サイアム・エヌケーエスCO., LTD. 代表取締役会長	249, 231株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、建材本部長、常務取締役、専務取締役、社長室長、代表取締役専務を歴任し、平成15年6月より当社の代表取締役社長を務めております。経営者としての見識、豊富な経験と実績を有することに加え、当社グループに対する深い知識と見識に基づき、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	さくら い しゅん じ 桜井俊二 (昭和24年7月2日生)	昭和49年4月 ㈱三井銀行入社 平成10年4月 ㈱さくら銀行千住支店長 平成12年4月 ㈱さくら銀行海外拠点統括部詰 (インドネシアさくら銀行社長) 平成13年4月 ㈱三井住友銀行監査部副部長 平成16年4月 ㈱三井住友銀行本店上席調査役 平成16年6月 当社常勤監査役 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 当社社長室長 平成23年10月 当社社長室担当 兼 建材本部担当 平成24年6月 当社建材本部長 現在に至る 平成28年6月 当社執行役員 現在に至る	8,600株

取締役候補者とした理由

金融業界における長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、平成19年6月より当社社長室長に就任し、平成24年6月より建材本部長に就任しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	の せ けん ぞう 野瀬賢造 (昭和32年1月8日生)	昭和54年4月 新日本製鐵㈱入社 平成6年11月 新日本製鐵㈱大阪支店建築営業室長 平成16年7月 新日本製鐵㈱総合・システム建築部長 平成18年7月 新日鉄エンジニアリング㈱マネジメントサポートセンター財務部長 平成21年4月 新日鉄エンジニアリング㈱営業総括部長 平成22年4月 新日鉄エンジニアリング㈱調達企画部長 平成23年4月 当社顧問 平成23年10月 当社社長室長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 平成28年6月 当社執行役員 現在に至る	6,200株

取締役候補者とした理由

会社経営に関する高い見識と幅広い経験を有しており、取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4※	やま だ おさむ 山 田 修 (昭和32年12月9日生)	昭和55年4月 当社入社 平成12年4月 当社薬品営業本部大阪支店表面処理営業課長 平成15年4月 当社薬品営業本部名古屋支店長 平成20年4月 当社薬品営業本部東京営業部長 平成25年4月 当社薬品営業本部副本部長 兼 海外本部副本部長 平成28年4月 当社海外本部長 兼 薬品営業本部副本部長 現在に至る 平成28年6月 当社執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) サイアム・エヌケーエスCO., LTD. マネージング・ダイレクター	2,000株

取締役候補者とした理由

入社以来、長年にわたって薬品営業部門に従事し、平成25年4月より薬品営業本部副本部長に就任し、平成28年4月より当社海外本部長に就任、同年6月より執行役員に就任しております。また、平成26年3月より海外(タイ)子会社サイアム・エヌケーエス社に日出向し、同年5月にマネージング・ダイレクターに就任、サイアム・エヌケーエス社の事業転換等、国内および海外子会社において中心的な役割を担っており、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5※	お の むら いさお 小 野 村 勲 (昭和36年10月10日生)	昭和57年4月 当社入社 平成13年4月 当社薬品生産本部技術部技術課長 平成16年4月 当社薬品生産本部生産管理室長 平成24年10月 当社薬品生産本部生産管理室長 兼 薬品生産本部技術部長 平成26年7月 当社薬品生産本部福島第一工場長 兼 福島第二工場長 現在に至る 平成28年6月 当社執行役員 現在に至る	2,000株

取締役候補者とした理由

入社以来、長年にわたって薬品生産本部に従事し、平成26年7月より当社薬品生産本部福島第一工場長および福島第二工場長に就任し、平成28年6月より執行役員に就任しております。同部門においては二次電池用正極材の受託加工増産の中心的な役割を担っており、豊富な経験と実績を有することから、業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6※	いしだゆきお 石田幸夫 (昭和29年12月29日生)	昭和52年4月 富士写真フィルム㈱入社 平成4年10月 Fuji Photo Film B.V. (富士写真フィルムオランダ工場) 加工技術課長代理 平成10年10月 富士写真フィルム㈱足柄工場 製造部加工課長 平成18年6月 富士写真フィルム㈱経営企画本部 富士フィルムウエイ推進室長代理 平成21年6月 富士フィルムホールディングス㈱経営企画部 FWグループ長 兼 富士フィルム㈱富士フィルムウエイ推進室長 平成25年6月 富士フィルムコンピューターシステム㈱ (現富士フィルムICTソリューションズ㈱) 代表取締役社長 平成29年9月 当社薬品生産本部長付シニア・アドバイザー 現在に至る	0株

取締役候補者とした理由

富士写真フィルム㈱ (現 富士フィルム㈱) および富士フィルムコンピューターシステム㈱ (現 富士フィルムICTソリューションズ㈱) での豊富な経験と高い見識に基づき、平成29年9月より当社薬品生産本部長付シニア・アドバイザーに就任し、事業環境の変化に伴う生産技術の見直し等に従事しております。生産技術部門および経営企画本部での新製品開発等の豊富な経験と実績を有することから、業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	いのうえゆきお 井上幸夫 (昭和29年7月30日生)	昭和52年4月 富士写真フィルム㈱入社 平成18年6月 富士写真フィルム㈱総務部長 平成21年8月 富士フィルムビジネスエキスパート㈱取締役 平成26年2月 (有)オフィスアーク代表取締役 (現職) 平成26年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (有)オフィスアーク代表取締役	3,300株

社外取締役候補者とした理由

豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと期待し、社外取締役に選任しています。業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。グループ経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	よし なり まさ ゆき 吉 成 昌 之 (昭和22年10月6日生)	昭和50年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成9年4月 第二東京弁護士会副会長 平成13年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成19年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成21年6月 第一勧業信用組合員外監事(現職) 平成22年8月 東京都弁護士国民健康保険組合理事長 平成23年3月 ㈱アサツーディ・ケイ社外監査役 平成25年8月 東京都弁護士国民健康保険組合副理事長 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成28年3月 ㈱アサツーディ・ケイ社外取締役 (重要な兼職の状況) 虎ノ門カレッジ法律事務所パートナー弁護士 第一勧業信用組合員外監事(非常勤)	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士として長年法律事務所へ勤務しており、法律全般に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。リスクマネジメントの強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9※	はちむら たけし 鉢村 健 (昭和34年7月6日生)	昭和57年4月 日本銀行入行 平成13年11月 日本銀行発券局総務課長 平成17年3月 日本銀行福島支店長 平成20年4月 日本銀行国際局参事役 平成20年5月 独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門家（中央銀行業務／総括）ベトナム中央銀行機能強化プロジェクト 平成23年6月 内閣官房 東京電力に関する経営・財務調査委員会 平成23年7月 内閣官房 審議官東日本大震災復興対策本部 平成24年2月 復興庁 政策参与 兼 統括官付審議官 平成24年10月 日本銀行 神戸支店長 平成27年1月 ㈱アサヒセキュリティ社長付顧問 平成27年6月 ㈱アサヒセキュリティ上席執行役員 平成27年6月 ㈱ルネサンス社外監査役（現職） 平成29年3月 ㈱凸版印刷顧問（現職） （重要な兼職の状況） ㈱ルネサンス社外監査役 ㈱凸版印刷顧問	0株
社外取締役候補者とした理由 日本銀行および日本国政府の要職を務められた豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断し、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者 井上幸夫、吉成昌之、鉢村 健の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 責任限定契約について
井上幸夫、吉成昌之の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、鉢村 健氏が社外取締役として選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- (2) 社外取締役在任期間について
- ① 井上幸夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- ② 吉成昌之氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
5. 候補者井上幸夫、吉成昌之の両氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また、鉢村 健氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏が社外取締役として選任された場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、当期の業績が前期比増収増益であったこと等を勘案し、役員賞与総額35,000千円(当期末における取締役9名に対し総額30,572千円(うち社外取締役2名に対し総額2,800千円)、監査役4名に対し総額4,428千円)を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

第3号議案 第五回信託型ライセンス・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

会社法第236条及び第238条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご了承をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第244条の2第5項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の会社法第244条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

(あ) 第五回信託型ライセンス・プラン（以下「本信託型ライセンス・プラン」といいます。）設定の目的

(1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上の取り組みについて

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として昭和21年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよるい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図っております。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、こ

れらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことにより、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の回復とその後の持続的な成長を確実なものとしたたく考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレート・ガバナンスの充実については、当社は取締役会を経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付け、少数の取締役（平成30年3月31日現在で社外取締役2名を含む9名）全員が原則として月1回開催する取締役会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるきめ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くしたうえで適切かつ迅速な意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために努力しております。また、本総会では、独立社外取締役3名を含む9名の取締役選任を予定しており、更なる監督機能の強化も図る予定です。また、当社は業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会で決定した基本方針に従って業務執行を行っております。また、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設け、実務的観点から議論を行い、社長が意思決定することとしております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより、資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(2) 本信託型ライツ・プラン設定の必要性について

当社は、平成30年5月11日に開催された当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）の一つとして、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる、大量保有者グループ又は公開買付者グループ¹（以下これらのグループを総称して「大規模買付者グループ」といいます。また、大量保有者グループを形成する当社株券等の保有者及び公開買付者グループを形成する当社株券等の公開買付けを行う者を総称して「大規模買付者」といいます。）による当社株券等²の議決権割合³が15%⁴を超える結果となる当社株券等の取得等（以下、かかる当社株券等の取得等及び当社取締役会が取得等と認める行為を総称して「大規模買付け等」といいます。）への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用した本信託型ライツ・プランを設定することとし、また、そのための新株予約権の発行について本議案を付議することを決定いたしました。

¹ 大量保有者グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなします。）であって、15%を超える議決権割合（本新株予約権の募集事項(9)1）において定義されます。以下同じ。）を有する者等を、公開買付者グループとは、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。）について、買付け等（同法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。）の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の方による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなします。）の議決権割合と合計して15%を超えることとなる公開買付け（同法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。）を行う者及び当該特別関係者等をそれぞれいい、その詳細は、本新株予約権の募集事項(9)1）に定義されます。

² 以下、場合に応じ金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等又は同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます（上記脚注1をご参照ください。）。

³ 本新株予約権の募集事項(9)1）において定義されます。以下同じ。

⁴ 本信託型ライツ・プランにつきましては、その発動の基準として15%という数値基準を採用させていただくこととしておりますが、これは、①米国のいわゆるライツ・プランでも15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時15%を対抗措置の発動基準として用いている例が存すること、②企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、議決権割合の1/6超（約16.7%超）という数値が、簡易合併等について株主総会での承認省略を阻止し得る数値として会社法上も重要な意義を有していること（会社法第796条第3項、会社法施行規則第197条第1号等ご参照）、③当社において、過去に、濫用的買取者と疑われる者に当社株券等の10%前後を取得され、当社の経営に著しい悪影響が生じた歴史的経緯があること、④今後市場内外において短期間に大量に当社株券等が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること等々の事情を総合的に勘案したものです。

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、当社株券等の大規模買付け等に関する提案（以下単に「買収提案」といいます。）が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本信託型ライツ・プランは、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、第四回信託型ライツ・プラン（平成27年6月26日に開催された当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました信託型ライツ・プランをいいます。以下同じ。）に引き続き、設定されるものです。

当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断した場合は、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する不適切な提案と判断された場合、これに対して相応の対抗策を講ずることが必要であると考えております。そのため様々な角度から検討した結果、かかる不適切な敵対的買収への具体的対抗策として、本信託型ライツ・プランが最も適切な方策であると判断し、これを設定することといたしました。

なお、現時点において、当社株券等について、具体的な大規模買付け等の兆候があるとの認識はございません。

また、平成30年3月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告8頁のとおりです。

本信託型ライツ・プランの詳細につきましては以下に記載のとおりですが、その概要は、大量保有者グループ又は公開買付者グループの有する当社の株券等の議決権割合を希薄化させることを可能とするために、新株予約権を予め特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主

の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。

この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等⁵を行い、株主の皆様へ、大規模買付者グループが当社の経営に携わった場合の経営方針や、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等について説明することが可能となり、また、当社が代替案を提示する機会及びそのための時間を確保できることとなります。そして、かかる仕組みを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除き、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。他方、大規模買付者の側では、このような仕組みが存在することによって、当社取締役会に対して事前に買収提案を行い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために当社取締役会と真摯に交渉するインセンティブを有することとなります。

なお、買収提案がなされ、本信託型ライツ・プランを発動するか否かの判断の必要が生じた場合、当社から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者等から構成される企業価値特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）が、客観的立場から、合理的判断に基づき当社取締役会に対して勧告を行う役割を担うこととなります。

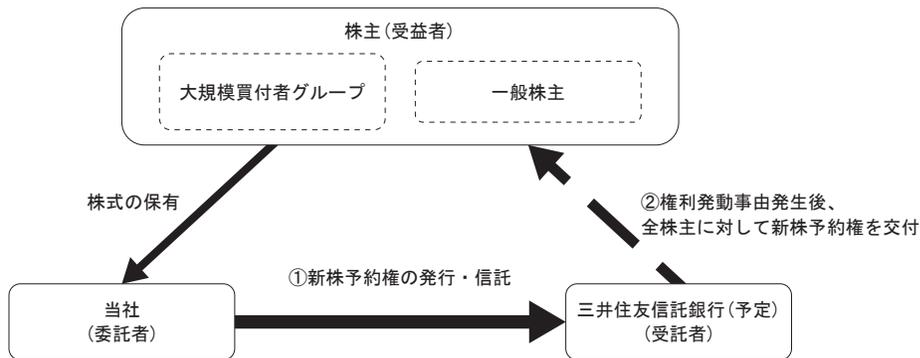
また、本信託型ライツ・プランが経営陣の自己保身に利用されないことがないよう、下記(イ)(2)にその詳細が記載されるとおり、①設定に際しての株主総会特別決議の取得、②合理的な客観的解除要件の設定、③新株予約権の無償取得の可能性の確保（デッドハンド性の否定）、④ライツ・プラン運用ガイドライン（下記(イ)(1)④に定義されます。以下同じ。）の採択、⑤独立社外者のみからなる特別委員会の設置、⑥第三者専門家の意見の取得、⑦有効期間の限定（3年間のサンセット条項の存在）及び⑧当社取締役の任期（1年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）等の方策を講じることとしております。この点において、本信託型ライツ・プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」上必要とされる、1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2）事前開示・株主意思の原則及び3）必要性・相当性の原則といった各原則に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程の改正により導入し平成27年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1ー5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、さらに、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しており、高度な合理性を有しております。

⁵ 収集・検討等を行う情報としては、例えば、大規模買付者グループの概要、大規模買付け等の目的、内容及び方法並びに大規模買付け等の完了後に意図する経営方針及び利害関係者への対応方針・処遇方針等が含まれますが、これらに限られません。

(い) 本信託型ライツ・プランの概要

(1) 本信託型ライツ・プランの仕組み

当社が設定する本信託型ライツ・プランの仕組みの概要は、次のとおりです。



① 株主総会の決議

当社は、本総会において、新株予約権（第五回信託型ライツ・プラン新株予約権。以下、個々の新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）について募集事項の決定がなされた場合には、下記②記載のとおり設定される信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（予定。以下「本信託銀行」といいます。）に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項（取得条項）等を付した新株予約権を、無償で発行いたします（本新株予約権の内容の詳細につきましては、本新株予約権の募集事項をご参照ください。）。

② 信託の利用

当社は、本新株予約権を発行する日に、本新株予約権を信託財産とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定するために、本信託銀行との間で信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、別添1をご参照ください。

また、当社は、本総会において本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られた場合には、上記①記載のとおり、本取締役会の決議に基づき、本信託の受託者となる本信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行します。本信託銀行は、信託契約に従って本新株予約権を引き受け、その後当該本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。そして、将来、大規模買付者グループが出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、信託契約及び法令等（会社法、金融商品取引法及

びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等を総称したものをいいます。以下同じ。)によって要求される所定の手続を経た上で、本新株予約権を交付することになります。

③ 本新株予約権の内容

本信託型ライツ・プランの設定に伴い発行される本新株予約権は、これを行行使すると、1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができます。本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額は、1円とします。

本新株予約権は、一定の者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日(会社法第238条第1項第4号に定義されます。)の前後を問わず、(ア)大量保有者グループ(脚注1に規定される大量保有者グループをいいます。)になったことを示す公表⁶が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、(イ)公開買付者グループ(脚注1に規定される公開買付者グループをいいます。)による公開買付けの開始公告が行われたことを示す公表⁷が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき(つまり、大規模買付者グループが生じた旨が当社によって公表された日の翌日から起算して14日間が経過したとき)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。)に限り、原則として、大規模買付者グループに属する者以外の者のみが、これを行行使することができます⁸。なお、当社取締役会は、下記④にて後述するライツ・プラン運用ガイドラインに従い、上記(ア)又は(イ)に定める14日の期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を先送りすることもできます。

ただし、本新株予約権は、ある者による当社株券等の大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、次の各号に規定する事由のいずれもが存在しない場合には、その全部につきこれを行行使することができないものとされています。

⁶ 本新株予約権の募集事項(9)1)において定義されます。

⁷ 本新株予約権の募集事項(9)1)において定義されます。

⁸ その詳細は、本新株予約権の募集事項(9)1)をご参照ください。

- 1) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとします。以下同じ。）を損なうことが明白であること
- 2) 当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- 3) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買取（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を第一段階の場合よりも不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいいます。以下同じ。）等、それに応じることを当社の株主の皆様にも事実上強要するものであること
- 4) 当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みますがこれに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み不足又は不適切であること
- 5) 上記1)乃至4)のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること

さらに、上記1)乃至5)のいずれかの事由が存在する場合でも、本新株予約権を行使させることが当該事由との関係で相当でない場合や、当該大規模買付け等につき、以下の全ての条件が充足された場合には、本新株予約権は、その全部につきこれを行行使することができないものとされています。

- (A) 当社取締役会が提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在する場合
- (B) 当該代替案が当社の支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいいます。）を伴う場合で、かつ、以下の(a)乃至(d)の4つの条件が全て満たされる場合
 - (a) 当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式の全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること
 - (b) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後において予定されている又は想定される経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でないこと
 - (c) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買取等、それに応じることを当社の株主の皆様にも事実上強要するものでないこと

(d) 当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないこと

なお、以上の各事由又は各場合に該当するか否か、また、以上の各条件が充足されるか否かについては、下記④記載のライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、下記④記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されます。

上記に加え、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、大規模買付者グループに属する者以外の者から本新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することもできます。

また、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、以上述べたところに従い本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。

さらに、当社は、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合や当社の株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合等、本新株予約権の募集事項(10)2)に規定される一定の場合に該当するときは、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

なお、本新株予約権は、当社取締役会の承認を得なければ譲渡することができません。

その他本新株予約権の内容の詳細については、下記「(2)本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて」及び本新株予約権の募集事項をご参照ください。なお、本新株予約権の内容は、本信託型ライツ・プラン設定後の買収防衛策に関する法令等の改正、裁判例、買収防衛策に関する議論の変化等を踏まえ変更が必要な場合には、本総会における本新株予約権の募集事項の決定に関する株主総会決議の趣旨の範囲内において、受益者代理人及び特別委員会の同意を得た上で、法令等で必要とされる手続に従って変更されることがあります。

当社は、大規模買付者グループが生じた事実、権利発動事由発生時点を先送りする場合における先送りの理由及び期間並びに本新株予約権の全部につきこれを行行使することができない事由又は場合に該当するか否か等についての特別委員会による勧告を含む当社取締役会の判断その他の必要かつ適切と判断する事項については、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

④ ライツ・プラン運用ガイドライン及び特別委員会

当社においては、本信託型ライツ・プランの設定に際し、当該プランが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上のために合理的に運用されることを確保するため、本総会で株主の皆様の本信託型ライツ・プランをご承認され

ることを条件に、概要別添2に記載される内容を有するライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」といいます。）を当社取締役会の決議をもって採択することとしておりますが、本取締役会において、このライツ・プラン運用ガイドラインの運用に重要な役割を果たす特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、3名以上とし（ただし、本信託型ライツ・プラン設定時の員数は3名とします。）、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際しては、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結することが条件とされます。また、特別委員会の決定は、原則として、構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとされています。

- 1) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（ただし、社外取締役を除きます。本④において、以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除きます。本④において、以下同じ。）となったことがない者
- 2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者
- 3) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メイン・バンク）において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者
- 4) ①当社等の主要な取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織（当社等を除きます。）、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
- 5) 当社等との間に特別利害関係のない者
- 6) 企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等

本信託型ライツ・プラン設定時における特別委員会の委員には、本信託型ライツ・プランの設定に伴い、引き続き社外取締役として井上幸夫氏が、社外有識者として村田守弘公認会計士・税理士及び北村康央弁護士が、それぞれ就任する予定で（各委員の略歴につきましては、別添3をご参照ください。）。

特別委員会は、権利発動事由発生時点の先送りに関する決定、本新株予約権の権利発動事由の充足の是非、本新株予約権の取得の是非等について、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められた手続に従って決定を行い、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

また、特別委員会は、大規模買付者により当社に対する買収提案がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表

取締役等をして当該大規模買付者と交渉させること等により、当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために改善されるよう努めます。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保するため、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含みます。）の助言を得ることができるものとされています。

⑤ 大規模買付者グループ出現後の対応

大規模買付け等が開始され、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインの規定に従って、本新株予約権を行使することができない場合に該当するか否か又は本新株予約権の取得の是非等について決定し、これを当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会はこの決定を最大限尊重して最終的な決定を行います。所定の期間内に、本新株予約権を無償取得する旨の当社取締役会決議がなされた場合には、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。さらに、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、特別委員会による勧告を最大限尊重して、本新株予約権の権利発動事由の発生時点を先送りすることもできます。先送りされた期間中は、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。

他方、大規模買付け等が開始された後、所定の期間内に当社取締役会による上記の決議がなされない場合には、原則として、本新株予約権の権利発動事由が発生し、その後一定の手續に従い最初に特定される全ての株主の皆様（大規模買付者グループを含み、自己株式の保有者としての当社を除きます。）が所定の手續を経た上で本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、本信託銀行からこれらの者に対して、本新株予約権の交付が行われます。ただし、上記③記載のとおり、大規模買付者グループに属する者は、原則として本新株予約権を行使できません。

本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様は、信託契約の規定に従い、原則としてその保有する当社株式1株当たり1個の本新株予約権の交付を本信託銀行から受けた上、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額である1円に、本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を乗じた価額に相当する金銭を、払込取扱場所において払い込むとともに、本新株予約権の募集事項のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する本新株予約権の個数、対象となる株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、当社取締役会が別途本新株予約権の行使に関して提出を要請する書類（大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項等が記載された書面、関連法規上その時々において要求されるその他の書類等を含みます。）を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより、本新株予約

権を行使することができることとなります。

また、当社は、本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様（大規模買付者グループに属する者を除きます。）の本新株予約権を、当社普通株式を対価として取得することができます。この場合、それらの株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、それらの株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者グループに属する者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽等が存した場合には、交付された当社普通株式の発行が無効であることを確認し、又は交付された当社普通株式を直ちに返還若しくは無償で当社に譲渡する等、交付された当社普通株式を当社の指示に従って取り扱う旨の文言を記載した文書、株式を交付する際の振替手続上必要な情報を記載した文書その他必要となる文書等をご提出いただくことがあります。）。ただし、大規模買付者グループに属する者の有する本新株予約権については、取得の対象となりません。

(2) 本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

本信託型ライツ・プランは、以下の仕組みを有することから、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公開した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則）に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程の改正により導入し平成27年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

また、本信託型ライツ・プランの設定に当たっては、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しております。即ち、①開示の十分性及び②透明性に十分配慮し、また、以下のとおり、④株主の権利に対しても慎重に配慮するものであります。また、本信託型ライツ・プランの設定にあたり、③流通市場に与える直接の具体的影響はないものと考えます。

① 設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し、本議案により、株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

② 合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定め

られています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

③ 新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定）

当社取締役会は、上記(1)③に従い本新株予約権を行使することができないと判断する場合には、本新株予約権の権利発動事由発生時点を先送り等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、本新株予約権の募集事項(10)2)に規定される一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者グループにより選任された取締役によって構成される当社取締役会であってもかかる権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様の意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ビル、スローハンド・ビル等といったライツ・プランとは全く異なるものです。

④ ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

⑤ 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外取締役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買取提案の検討を行い、当社取締役会等に対して大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動に関して、本新株予約権の権利発動事由発生時点の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現した場合又は出現のおそれがあると合理的に認めら

れる場合、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含みます。）の助言を受けることができるとされています。

⑦ 有効期間の限定（3年間のサンセット条項の存在）

新株予約権の行使期間は原則として平成33年（2021年）6月30日までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

⑧ 当社取締役の任期（1年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役を株主総会の過半数の決議で解任することもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

(う) 本信託型ライツ・プランが株主の皆様にも与える影響等

(1) 本信託型ライツ・プランの設定時

本信託型ライツ・プランの設定時においては、株主の皆様の権利又は利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本信託型ライツ・プランの発動時

本信託型ライツ・プラン発動時においては、当社取締役会は、本新株予約権の交付を受けられる株主の皆様を特定するために基準日を設定し、又は当社から振替機関に対して、当社が定める一定の日における株主の皆様の通知を請求することによって、本新株予約権が交付される株主の皆様を特定いたします。そして、基準日又は当該当社が定める一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、信託契約及び法令等に従った手続を行っていただくことを前提に、その所有する普通株式の数に応じて新株予約権が交付されます。なお、受益者たる株主の皆様へ新株予約権を交付するに際しては、法令に基づく本人確認手続等が必要となります。

以上の手続により株主の皆様に対して新株予約権が交付された場合には、①本新株予約権の募集事項に規定される行使条件に基づき、株主の皆様のご判断によって新株予約権を行使していただくことにより、当社が、新株予約権を行使された株主の皆様に対して当社普通株式を交付するか、又は、②本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、当社が、株主の皆様から新株予約権を取得し、その取得の対価として株主の皆様に対して当社普通株式を交付いたします。

① 本新株予約権の行使に対して当社普通株式を交付する場合

株主の皆様においては、原則として、1個の本新株予約権につき1円を払込取扱場所において払い込むとともに、当社所定の本新株予約権行使請求書等を提出することにより、原則として、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ず、かつ、その後当社が下記②の方法によって本新株予約権を取得しなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社普通株式が希薄化することとなります。一方で、大規模買付者グループに属する者は本新株予約権を行使することができない結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することとなります。

② 本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を交付する場合

当社が本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、本新株予約権を取得する際の手続としては、当社は、特別委員会の勧告を受けた当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権が株主の皆様に交付された後の一定の日をもって、株主の皆様所有に係る本新株予約権を取得し、その取得の対価として当社普通株式1株を交付いたします。

これらの手続による場合には、株主の皆様から、振替手続により当社普通株式を交付するために必要な情報等を当社に提供していただく場合があります。

なお、大規模買付者グループに属する者は、他の株主の皆様に対してのみ当社普通株式が交付されることとなる結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することとなります。

(3) 本新株予約権の無償取得時

上記(い)(1)③記載のとおり、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。加えて、当社は、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合等、本新株予約権の募集事項に規定される一定の場合に該当し、全ての本新株予約権を無償で取得することが適切であると判断するときは、当社取締役会の決議により、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

この場合、株主の皆様が保有する当社普通株式が希薄化されないこととなり、また当社普通株式の価格が変動するおそれがあります。

以上より、当社は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」をはじめ、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所有価証券上場規程の改正により導入し平成27年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の

「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項、その他各方面において進められているいわゆる敵対的買収に対する防衛策の検討動向及びその内容を勘案し、また、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザー及び信託銀行等の第三者の見解を踏まえ、導入の可否及びその内容も含めて、真摯に検討を重ねてまいりました結果、現時点において、本信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入し得る最も有効な選択肢であり、第四回信託型ライツ・プランに引き続き、本信託型ライツ・プランを設定することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策であると判断するに至りました。

そこで当社は、このように当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策である本信託型ライツ・プラン設定のため、本信託銀行に対して、本新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 本新株予約権の募集事項

(1) 申込期日

平成30年6月29日

(2) 割当日（会社法第238条第1項第4号に定義される。）

平成30年6月29日

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。）する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数（下記3)に定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数（以下「対象株式数」という。）は、新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

- ① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。
- (4) 本新株予約権の総数
25,000,000個
- (5) 各本新株予約権の払込価額
無償とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所（予定）
三井住友信託銀行株式会社
本店営業部
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (8) 本新株予約権の行使期間
平成30年7月1日から平成33年（2021年）6月30日（ただし、平成33年（2021年）6月30日以前に権利発動事由（下記(9)1）に定義される。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間を経過した日）までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

1) 下記①乃至⑤に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア) 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下本(ア)において同じ。）の保有者（同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。）であって、15%を超える議決権割合⁹を有する者（当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。）に規定される企業価値特別委員会（以下「特別委員会」という。）の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。）になったことを示す公表（ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者（後に定義される。）が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）、

⁹ 議決権割合とは、(i)当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。）の保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）又は(ii)当社が発行者である株券等（同法第27条の23第1項に定義される。）の公開買付けに係る公開買付者（下記(イ)に定義される。）及び特別関係者（下記(イ)に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。）の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定される。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定される。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。）について、公開買付け（同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。）の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。）（また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。）の開始公告を行ったことを示す公表（ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）（以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。）

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ（これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。）に属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者（実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。）及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者（当社取締役会が行

う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成の有無や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)に定義される。)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)に定義される。)を総称して「大規模買付者」といい、大規模買付者による当社株券等¹⁰の議決権割合が15%を超える結果となる当社株券等の取得等を「大規模買付け等」という。

- ① 当社又は当社の子会社
- ② 当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
- ④ 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)
- ⑤ 上記①から④までに掲げる者のほか、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

¹⁰ 以下、場合に応じ金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等又は同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。
- ① 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとし、以下同じ。）を損なうことが明白であること
 - ② 当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
 - ③ 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。以下同じ。）等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること
 - ④ 当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること
 - ⑤ 上記①乃至④のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること
- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。）を伴う場合であって、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、

(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収等、それに
応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け
等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を
妨げる重大なおそれが無いものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新
株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについて
は、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による
勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

- 4) 上記2) 及び3) のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する
者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件
(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方
(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該
管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場
合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在す
る者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要と
される準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務
を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使す
ることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株
予約権を行使することができない。
 - 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。な
お、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1) ④に規定する信託
以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げる
ものではない。
 - 6) 新株予約権者が、上記1) から5) までの規定に従い新株予約権を行使できない場
合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を
一切負わないものとする。
- (10) 本新株予約権の取得事由及び条件
- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降、上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満
了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日におい
て、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4) により
本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3) 又は5) の規定により
本新株予約権を行使することができない者を除く。) から、当該者の有する本新
株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付す
ることができる。
 - 2) 上記1) のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、い
つでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の⑤又は⑥の決議があった場合
には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本
新株予約権の全部を無償で取得する。

- ① 権利発動事由が生じた場合であって、上記(9) 2) 又は3) に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合
- ② 当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合
- ③ 当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合
- ④ 上記①乃至③のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
- ⑤ 特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
- ⑥ 当社の株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3) 又は4) により交付株式数(下記3) に定義される。) が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。) は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3) の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - ① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における、本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1) から5) までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、

当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に対し、下記①乃至⑤の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記①乃至⑤の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社: 吸収合併契約又は新設合併契約

2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社: 吸収分割契約

3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社: 新設分割計画

4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社: 株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社: 株式移転計画

① 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類
存続株式会社等の普通株式

② 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数
合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

④ 承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

⑤ 当社取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16)①乃至④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における、増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金

は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）の下でその時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時（ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時）とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

- ① 本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書（下記②乃至④についての表明・保証条項及び補償条項を含む。）が譲渡人によって提出されていること
- ② 譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと
- ④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

以 上

(別添1) 信託契約の主な内容

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社
受益者	将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主 (買収者を含み、自己株式の所有者としての当社は除く。)
受益者代理人	受益者代理人を置くものとする。
信託契約締結日	平成30年6月29日(予定)
信託契約の期間	信託契約締結日から新株予約権全部の無償取得時又は新株予約権行使期間 終了時までの期間
信託目的	新株予約権を管理し、信託財産交付事由が生じた場合には、信託契約に従 い新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とする。
信託財産	新株予約権 25,000,000個
信託財産交付事由	本新株予約権の募集事項に定める権利発動事由(本新株予約権の募集事項 (9)1))が発生し、かつ、新株予約権の受益者への交付につき委託者の取 締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	受託者は所定の手続を経た上で、受益者に対してその保有する当社普通株 式1株当たり1個の新株予約権を交付する。
信託報酬	委託者負担
信託の計算 報告	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日 受益者代理人及び委託者宛
最終計算承認	受益者代理人及び委託者

以 上

(別添2) ライツ・プラン運用ガイドラインの概要

- ・ 企業価値特別委員会（以下本別添2において「特別委員会」という。）は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際して、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結した者でなければならない。
 - (a) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）となったことがない者
 - (b) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者
 - (c) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メイン・バンク）において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者
 - (d) ①当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織（当社等を除く）、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
 - (e) 当社等との間に特別利害関係のない者
 - (f) 企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等
- ・ 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (a) 本新株予約権の募集事項(9)1)に規定される権利発動事由発生時点の先送りに関する決定
 - (b) 本新株予約権の募集事項(9)1)に規定される大規模買付者グループに属する者であるか否かの認定に関する決定
 - (c) 上記(b)を除く本新株予約権の募集事項(9)1)に規定する者に該当する者であるか否かの認定に関する決定
 - (d) 本新株予約権の募集事項(9)1)、(9)2)に従い本新株予約権を行使することができない場合であるか否かの決定
 - (e) 本新株予約権の募集事項(10)に従った当該要項所定の本新株予約権の取得の是非に関する決定
 - (f) その他本新株予約権の募集事項において特別委員会の勧告を要するものとされている事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項

(g) その他当社取締役会の判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項

- ・ 特別委員会は、上記各決定に際しては、大規模買付者により当社に対して当社株券等の大規模買付け等（本新株予約権の募集事項(9)1）に規定される大規模買付け等をいう。）に関する提案（以下「買収提案」といいます。）がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させること等により、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努める。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別添3) 特別委員会委員略歴

< 社外取締役 >

井上 幸夫 (いのうえ・ゆきお)

【略歴】

昭和52年4月
平成18年6月
平成21年8月
平成26年2月
平成26年6月

富士写真フイルム㈱入社
富士写真フイルム㈱総務部長
富士写真フイルムビジネスエキスパート㈱取締役
(有)オフィスアーク代表取締役 (現任)
当社社外取締役 (現任)

< 社外有識者 >

村田 守弘 (むらた・もりひろ)

【略歴】

昭和45年12月
昭和49年11月
平成6年12月
平成10年10月
平成14年7月
平成16年1月
平成18年4月
平成23年6月
平成24年3月
平成28年3月
平成28年3月

アーサーヤング東京事務所入所
公認会計士登録
東京青山法律事務所入所
アーサーアンダーセン税務事務所入所、翌年代表就任
朝日KPMG税理士法人設立、同代表就任
KPMG税理士法人設立、同代表社員就任
村田守弘会計事務所代表 (現任)
カゴメ㈱社外監査役
住友ゴム工業㈱社外監査役 (現任)
カゴメ㈱社外取締役監査等委員 (現任)
コクヨ㈱社外監査役 (現任)

北村 康央 (きたむら・やすお)

【略歴】

昭和63年4月
平成8年4月
平成13年2月
平成19年10月
平成27年3月
平成28年3月

㈱日本興業銀行 (現㈱みずほ銀行) 入行
弁護士登録 (東京弁護士会)
米国ニューヨーク州弁護士登録
北村・平賀法律事務所設立、同事務所パートナー (現任)
東亜合成㈱社外監査役
東亜合成㈱社外取締役監査等委員 (現任)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号 ホテルラングウッド 2階「鳳凰」
電話 03-3803-1234 (代)

最寄駅：JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。

